

# 税申告のご案内

新年に新たな挑戦  
今年も自宅で申告を！

申告期間

2月16日(木)から3月15日(水)まで

令和4年分の所得税、市民税・県民税(住民税)の申告を受け付けます。  
内容をご確認の上、期限内にお早めの申告をお願いします。  
問合せ 課税課 ☎982・5114 FAX981・5392



感染症拡大防止のため、なるべくe-Taxか郵送でご申告ください。

## 1 まずは申告が必要かどうか確認



※このフローチャートは一般的な例です。ご不明な点はお問い合わせください。

### スタート

令和5年1月1日現在、  
吉川市内に住んでいた

いいえ

令和5年1月1日現在にお住まいの市区町村へ  
お問い合わせください

はい

令和4年1月1日から12月  
31日までに収入があった

いいえ

次のいずれかに該当する  
・国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している  
・保育料の算定を受ける  
・福祉や県営住宅、教育関係などの制度により、申告が必要  
・所得証明書が必要  
・生活保護を受給している  
・吉川市に住所がある方の扶養親族になっていない

はい

**市民税・県民税  
の申告が必要**  
→ Bへ  
(6ページ)

はい

※雇用保険、労災保険、障害年金および遺族年金は課税対象の収入にはなりません。

いいえ

**申告は不要**

税務署に確定申告する

はい

いいえ  
または分からない

### 《主な所得が給与の方》

給与収入が2,000万円を超える

はい

**確定申告が必要**  
↓  
**AまたはBへ**  
(5~6ページ)

### 《主な所得が公的年金の方》

公的年金などの収入が400万円を超える

はい

いいえ

年末調整に含まれていない控除(医療費、社会保険料、生命保険料、扶養、ひとり親、寡婦、障害者、寄附金など)を追加する

はい

公的年金等以外の所得が20万円を超える

はい

公的年金などの収入の他にも所得がある

いいえ

年末調整された給与の他に所得がある

いいえ

勤務先から吉川市へ給与支払報告書が提出されている(勤務先にご確認ください)

はい

**申告は不要**

主な給与以外の副業の給与、公的年金・個人年金・配当などの所得(給与の場合は収入)が20万円を超える

はい

いいえ

いいえ

**市民税・県民税の申告が必要 → B(6ページ)へ**

いいえ

各種控除(医療費、社会保険料、生命保険料、扶養、ひとり親、寡婦、障害者、寄附金など)や同一生計配偶者を追加する

**申告は不要**

※公的年金等から所得税が源泉徴収されている場合、確定申告すると所得税が還付されることがあります。

はい

## ! 下表に該当する方は申告する必要はありません

公的年金収入のみの方はご注目！

市民税・県民税が非課税または均等割(5,000円)のみの方は、医療費控除などの各種控除を申告しても税額に影響はありません(※)。源泉徴収票に、各種控除が記入されているか必ずご確認ください。  
※所得税が源泉徴収されている方は、確定申告により還付を受けられる場合があります。

納税義務者本人の状況	公的年金収入金額	
	65歳以上の方	65歳未満の方
だれも扶養していない	155万円以下	105万円以下
配偶者や子など1人を扶養	222万円以下	186万1円以下
配偶者や子など2人を扶養	257万円以下	232万6,667円以下
本人が寡婦、ひとり親、障がい者	245万円以下	216万6,667円以下